

日時：令和8年3月10日（火）14:00～14:30

会場：合同庁舎8号館8階特別中会議室

出席者：阪田内閣官房副長官補、西山内閣官房内閣審議官、金澤内閣府地方創生推進室次長、日下部消費者庁次長、恩田総務省大臣官房地域力創造審議官、小林外務省経済局審議官、緒方財務省国際局長、西農林水産省大臣官房審議官（技術・環境）、伊藤経済産業省大臣官房脱炭素成長型経済構造移行推進審議官（GXグループ長）、鶴田国土交通省総合政策局長、角倉環境省環境再生・資源循環局長

【議題1】「循環経済（サーキュラーエコノミー）への移行加速化パッケージ」に即して実施した施策の報告

● 金澤内閣府地方創生推進室次長から、以下の説明があった。

（資料1 11ページ）

- ・ 内閣府では、循環経済の推進に向けた地方公共団体が行う意欲的な取組について、地方創生の観点から資金・人材・情報等の面で支援を行っている。
- ・ 地域未来交付金は、地方の大きな伸び代と地域特性を最大限に活かし、地場産業の付加価値向上等を通じて、地方の暮らしの安定を実現し、「強い経済」を構築するため、地方公共団体の自主性と創意工夫に基づく地域独自の取組を、計画から実施まで後押しする施策である。
- ・ 企業版ふるさと納税は、地方公共団体が行う地方創生の取組に対する企業の寄附について法人関係税を税額控除する取組である。
- ・ 事例として、鹿児島県大崎町では、「リサイクルの町から世界の未来をつくる町へ」を目標に企業と協働した取組が実施されている。
- ・ 地方創生人材支援制度では、グリーン専門人材分野において循環経済に係る支援を行っている。具体例として、北海道清里町では農業残渣の有効活用等の推進のために民間専門人材の活用が行われている。

● 日下部消費者庁次長から、以下の説明があった。

（資料1 6ページ）

- ・ 食品ロス削減、サステナブルファッションの推進に関する施策に取り組んでいる。
- ・ 食品ロス削減の推進については、食品ロス削減の重要性に関する理解増進に向け、人材育成及び特設サイトやSNSを活用した普及啓発等を実施している。
- ・ また、食品寄附及び食べ残し持ち帰りの促進のため、令和6年12月にガイドラインを策定・公表し、その周知や普及促進に取り組んでいるほか、コンビニで販売期限を迎える食品を支援が必要な方へ無償提供して有効活用する実証事業を実施している。

- ・ また、2026 年度からは、フードバンク活動の社会的信頼向上に向けてフードバンク認証制度を開始予定であり、制度整備や認証取得を目指すフードバンクへの支援等を実施していく。
- ・ サステナブルファッション等の推進については、中高生等の「サステナブルファッション習慣」促進のための教材の作成や、消費者のグリーン志向消費の実践を促すために衣類に関連する消費行動も盛り込んだ「行動チェックリスト」を作成、公表している。
- ・ また、特設サイトや SNS における事業者の取組事例等の紹介を行うとともに、サステナブルファッションの推進に取り組む関係省庁による連携会議を実施するなど、一体的な施策の推進を図っている。

● 恩田総務省大臣官房地域力創造審議官から、以下の説明があった。

(資料 1 15 ページ)

- ・ 産官学金の連携により、地域の資源と資金を活用した地域密着型の新規事業の立ち上げを支援する「ローカル 10,000 プロジェクト」の取組を実施している。
- ・ 地域資源の活用、地域課題への対応、地域金融機関による融資等の要件を踏まえ、国の有識者審査を経て該当すると認められた事業について、初期費用軽減のための支援を行っている。今年度過去最高の 100 件超の採択を行う予定。
- ・ 具体例としては、岩手県久慈市の木質バイオマスを活用したしいたけ栽培、長野県下條村の廃棄りんごを活用した酒造り事業、香川県小豆島町のオリーブの規格外品等を活用した加工品開発等がある。

● 小林外務省経済局審議官から、以下の説明があった。

- ・ 重要鉱物のリサイクルは資源循環の観点から大変重要である。代替供給源の確保、サプライチェーンの強靱化を図っていく上で中核的な施策である。
- ・ 経済安全保障の観点からも重要であり、国際連携の観点からも G7、日米、クワッド、ASEAN など様々な枠組みでリサイクルが議題となっていると承知している。
- ・ 世界では、リサイクル資源の輸出管理措置、国内資源確保の動きが活発化しており、今後、資源獲得競争も加速化していくことが見込まれる。
- ・ 欧州では資源の困り込みの動きもある。東南アジアでは、経済成長・人口増加に伴い、e-waste の増加も見込まれる、これはリサイクル資源の供給源の可能性という捉え方もある。他方で、法整備の未熟さやインフォーマルセクターからの資源流出が課題。
- ・ こうした問題に対し、環境省や経産省をはじめ関係府省庁が取組を進めていることを承知しており、外交面からも支援して、国際的な資源循環体制の構築やサプライチェーン強靱化、同志国との連携強化に貢献したい。

● 緒方財務省国際局長から、以下の説明があった。

(資料 1 51 ページ)

- ・ 本年 1 月 12 日に重要鉱物財務大臣会合が開催され、レアアースを含む重要鉱物サプライチェーンの強靱化について関係国の財務大臣間で議論された。

- ・ 当該会合の場において、1月6日に中国政府が発表した、日本向けの新たな禁輸措置について財務大臣から強い抗議を行った。また、2010年の尖閣諸島沖の漁船衝突事件以降、中国が取った日本向けレアアースの禁輸措置に対する日本の取組（調達先の多様化、リサイクル技術、省レアアース）を紹介した。
- ・ さらに、今後、G7及び同志国で、需要・供給双方の面から、短期・中期・長期で取り組むべき政策の考え方を提示した。
- ・ その結果、レアアースの対中依存度を、スピード感を持って引き下げていくため、サプライチェーンの混乱や操作に対する強靱性を構築すべく、関係各国で取り組むことへの合意が得られた。
- ・ また、JBICのモリブデンおよびバナジウムの分離回収事業等、政策金融機関の支援による具体的なプロジェクトを着実に進めているところ、今後もこうした取組を加速させていきたい。

（資料1 44ページ）

- ・ 金属資源を海外に依存している我が国において、国内で発生した金属くずは貴重な資源である。国内における金属資源の循環体制強化のため、品質に基づく流通実態の把握が課題であり、環境対策の不十分なヤード等で不適切に処理された金属くずが海外流出しているとの指摘もある。
- ・ 環境省及び経済産業省からの要望に基づき、国内での活用が見込まれる鉄、銅、アルミニウムの金属くずについて、輸出統計品目表の見直しを実施した。これにより、金属くずの品質に応じた国外流出量の実態把握と、環境汚染等の懸念のある金属くずの輸出について税関での効率的な水際取締りが可能となった。

● 西農林水産省大臣官房審議官（技術・環境）から、以下の説明があった。

（資料1 16ページ）

- ・ 原料の多くを海外に依存している肥料やエネルギーを国内資源で生産することは安全保障の観点からも極めて重要であり、この実現のための循環型社会の構築は喫緊の課題である。
- ・ 農山漁村地域にはバイオマス資源等が豊富に存在しており、これらを有効活用し資源・エネルギーの地域内循環を実現する「農林漁業循環経済地域」の創出に取り組んでいる。
- ・ 令和7年度までに、農林漁業循環経済先導地域を8市町村創出した。令和12年度までに、農林漁業循環経済の構築に取り組む地域を全国で100件創出することで、資源・エネルギーの地域内循環を実現していく。

（資料1 17ページ）

- ・ 人工林資源の6割が利用期を迎え、主伐が増加する中、「収穫する、利用する、植える、育てる」という森林資源の循環利用は、我が国がバイオエコノミーを実現する上で不可欠であり、二酸化炭素の吸収・貯蔵により、地球温暖化防止にも貢献するものである。

- ・ 中高層建築物への木材利用拡大に向けて、木造化技術の開発・普及や建築実証の取組を支援していく。
- ・ 木質系新素材の技術開発については、改質リグニンの社会実装に向けて、大規模製造技術実証を支援していく。

● 鶴田国土交通省総合政策局長から、以下の説明があった。

(資料1 19 ページ)

- ・ 下水汚泥資源の肥料利用の取組を推進する。具体的には、肥料化施設の整備支援、下水汚泥中の重金属の分析支援、公共施設における利用促進に向けた普及啓発等を実施する。また、下水汚泥資源の化石燃料代替エネルギー源としての活用も推進する。

(資料1 20 ページ)

- ・ 建設発生土の有効利用促進については、再生資源である建設発生土の官民一体となった相互有効利用のマッチングを強化し、現場内・工事間利用等の有効利用を推進していく。

(資料1 21 ページ)

- ・ 長く使える住宅ストックの形成については、住宅の構造や設備について、耐久性、維持管理容易性等の性能を備えた住宅（長期優良住宅）の普及を促進していく。
- ・ インフラ長寿命化の推進については、「予防保全型」のインフラメンテナンスへの早期転換を図り、損傷が軽微なうちに修繕すること等により、建設廃棄物の発生抑制を実現していく。

(資料1 42 ページ)

- ・ 循環資源の流動・種類の増大、小口の循環資源の輸送ニーズへの対応、周辺環境や他の貨物への影響を防止するための対策など、循環資源の輸送への対応が必要である。
- ・ そのため、循環資源に関する物流ネットワークの拠点となる物流機能や港湾（サーキュラーエコノミーポート（循環経済拠点港湾））を核とする物流システムの構築等による広域的な資源循環を促進する。令和8年度の選定に向け調整中。

● 伊藤経済産業省大臣官房脱炭素成長型経済構造移行推進審議官（GXグループ長）から、以下の説明があった。

- ・ サーキュラーエコノミーの実現に向け、経産省では、「産官学連携、投資支援、制度整備」の3本柱で施策を推進している。

(資料1 3 ページ)

- ・ 第一に、産官学連携に関しては、関係主体の連携の場として、サーキュラーパートナーズ（CPs）を立ち上げ、現在 800 者を超える主体に参画いただいている。地域循環モデルの構築に活用できる情報を整理したガイドラインを策定したほか、地域での取組を定量的に評価できるツールの開発を進めるなど、具体的な成果が生まれてい

る。

(資料1 23 ページ)

- ・ また、大阪・関西万博において、サーキュラーエコノミーに関する展示やイベントを実施し、延べ5万人を超える方々にご来場いただいた。

(資料1 34・35 ページ)

- ・ 第二に、投資支援に関しては、企業による、資源循環分野の技術開発から実証・実装までを一貫して支援している。また、高度な分離・回収技術や、環境配慮設計の促進に向けた設備投資などを支援している。

(資料1 26 ページ)

- ・ 第三に、制度整備については、四半世紀ぶりに「資源有効利用促進法」を改正し、再生材の利用に関する計画策定や、定期報告の義務づけ等により、プラスチックを始めとした再生材や、リユースやシェアリング等のCEコマースの新しい市場を、需給両面で作っていく。本年4月の施行に向け、制度の詳細設計を進めている。
- ・ 引き続き、関係省庁や産業界、自治体等と連携しながら、サーキュラーエコノミーの実現に向けた取組を着実に進めていく。

● 角倉環境省環境再生・資源循環局長から、以下の説明があった。

(資料1 4 ページ)

- ・ 全国の都道府県・市町村からなる「資源循環自治体フォーラム」を、関係府省のご協力も得て全国版、地方版と開催し、先進事例の共有、自治体・企業・スタートアップ等のマッチングを行った。

(資料1 28 ページ)

- ・ 今後、製造業が必要とする質と量の再生材を安定的に供給する必要がある。資源循環産業を底上げし、こうした課題に対応するための再資源化事業等高度化法が昨年11月に施行され、3年間で100件以上の事業認定を目指す。

(資料1 30 ページ)

- ・ 製造業と資源循環産業の連携を具体的に進めるため、今後再生プラスチックが必要となる自動車分野において、産官学コンソーシアムを立ち上げ、再生プラスチックの集約拠点のあり方などの議論を進めている。

(資料1 32 ページ)

- ・ 再生材供給サプライチェーンの強化に向け、保管、解体・選別、再生材製造に係る拠点構築のための支援を一体的に行うべく、予算を計上している。

(資料1 41 ページ)

- ・ 資源循環産業と製造業を繋ぐネットワークの形成や、リサイクル拠点構築を進めるため、主な循環資源を対象として、課題やニーズの洗い出し等を行い、制度的措置を含めた検討を行っている。来年度は重要鉱物資源にフォーカスした調査を行う予定。

(資料1 47 ページ)

- ・ 今後、国際的な資源循環ネットワークの構築を目指すに当たり、特に ASEAN と連携し、リサイクルによる重要鉱物確保に向けて取り組んでいる。日 ASEAN の枠組の他、個別に5か国と、e-waste 回収等の法令整備の支援等を進めている。

【議題2】「循環経済行動計画」に向けた検討について

- 角倉環境省環境再生・資源循環局長から、以下の説明があった。

(資料2 1 ページ)

- ・ 資料2は、「循環経済行動計画」を今後まとめていくに当たり、「施策の方向性」に即して検討いただく際の論点を記載したもの。
- ・ 各省においては、それぞれの所掌の中で該当する部分について、既存施策の深掘り、追加的施策をご検討いただきたい。その際、成長戦略においても官民投資ロードマップの議論が進められているため、年内、あるいは年度内に行うもの、数年かけて行うものなど、時間軸を意識した行動計画としてまとめていければと考えている。
- ・ 1つ目の大きな柱が、「再生資源供給サプライチェーンの強靱化」である。まず、重要鉱物等の国内循環に関する戦略的方向性の明確化に関しては、今後確保すべきに注力すべき再生資源について、戦略目標を明確にすべきではないかという論点がある。
- ・ 次に、保管や解体、あるいは選別、再生材の製造等に係る設備の集約化・高度化といった再資源化拠点等の構築のために、投資支援策や制度的措置としてどのようなものが考えられるか。
- ・ また、製造業と資源循環産業の連携、いわゆる動静脈連携の促進として、データ共有や資源循環産業の事業規模拡大の支援等の取組が必要ではないか。
- ・ さらに、不適正スクラップヤード規制をはじめとして、循環資源の不適正な国外流出を抑制するため、関係府省庁が連携して取り組むべきではないか。
- ・ 最後に、再生材供給サプライチェーンの強靱化には、再生材の需要拡大も重要であり、一般消費者や事業者が再生材を受け入れやすい環境整備も論点である。

(資料2 2 ページ)

- ・ 2つ目の大きな柱が、「日本をハブとする国際資源循環ネットワークの構築」である。我が国の高度な精錬、リサイクル技術を生かし、日本が国際資源循環ネットワークのハブとなれるよう、日 ASEAN、日米、クアッド等を通じた同志国との連携を深化させるべきではないか。

- ・ その他、太陽光パネルリサイクル、リチウムイオン電池再資源化等の社会問題への対応、リユース等の地域ビジネスをはじめとした、地域循環資源の徹底活用による地域活性化、資源循環分野の国際ルール形成といった柱に関して、それぞれ論点を列記している。
- 最後に、阪田内閣官房副長官補から以下の発言があった。
 - ・ 循環経済については、世界で資源の獲得競争が激しさを増す中にあるには、経済安全保障や産業競争力強化の観点から循環経済を捉え直し、できるものから速やかに施策を講じていく必要がある。
 - ・ 6日の閣僚会議において、木原官房長官から循環経済行動計画を、4月を目途に取りまとめるよう御指示があった。これを踏まえ、本日、事務局から「循環経済行動計画に向けた施策の方向性」について、論点の提示があった。
 - ・ 各府省庁においては、この方向性に基づき、速やかに施策の検討を進め、次回の4月の幹事会で、「循環経済行動計画」の案を取りまとめた上で、4月中に閣僚会議で決定できるようお願いしたい。

以上